

# おひさ かわら版

No.130  
平成29年6月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



## 6月の予定

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31 社会保険料 固定資産税・自動車税	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10 源泉徴収税 住民税(特)
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30 社会保険料	1

## 労働保険の年度更新

平成28年度確定・29年度概算

申告期間は 6月1日から7月10日 です。

労働保険の年度更新を行う時期になりました。

申告は、平成28年4月から平成29年3月までの給与等を計算し、平成28年度分の労働保険(労災・雇用)の保険料を確定精算するとともに、平成29年度の労働保険料を概算で計算する手続きです。

## 社会保険の算定基礎届

報酬月額の設定(平成29年9月から30年8月まで)

提出期限は 7月10日 です。

社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金)は被保険者の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回見直すことで、新たに計算し直した保険料がその年の9月から翌年8月まで適用されます。(定時決定)

この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受取る年金額の計算の基礎となるものです。

7月1日現在で使用している全ての被保険者の4月から6月の賃金の平均をもとに計算されます。

ただし、6月1日以降に資格取得した方、6月30日以前に退職した方、7月改定の月額変更届を提出する方は、定時決定の算定基礎届の提出は不要となります。

### ◆ 6月10日(納付期限 6月12日)

- ・源泉所得税、  
住民税特別徴収税納付  
5月分

### ◆ 6月30日

- ・社会保険料の納付  
(健保・厚生年金) 5月分

### = 定時決定時調査の実施 =

年金事務所では、毎年、一部の事業所を対象に面談等による定時決定時調査を実施しています。

調査の実施対象となる事業所には、事前に通知が届きます。

定時決定時調査の対象となった場合は、当事務所までご一報をお願い致します。事業主に代わり、調査書類を整え、面談に対応致します。